

令和5年度における温室効果ガス等の排出の 削減に配慮した契約の締結実績の概要

独立行政法人酒類総合研究所は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結実績の概要を取りまとめましたので、公表します。

1 令和5年度の経緯

環境配慮契約法並びに国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和5年2月24日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、環境配慮契約の締結に努めました。

2 令和5年度における環境配慮契約の締結状況

基本方針において環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の供給を受ける契約、自動車の購入及び賃貸借に係る契約、船舶の調達に係る契約、省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約、建築物の設計に係る契約、建築物の維持管理に係る契約及び建築物の改修に係る契約並びに産業廃棄物の処理に係る契約のうち、電気の供給を受ける契約について次のとおり環境配慮契約を締結しました。

電気の供給を受ける契約

環境配慮契約締結件数	電力の契約量
1件	2,374,068 kWh